

勝山市農業委員会 議 事 録

平成29年6月27日

勝山市農業委員会

勝山市農業委員会 6月定例農業委員会

1. 開催日時 平成29年6月27日(火) 午後1時30分から3時

2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員 (14人)

会長	1番	松村	勘兵衛
委員	3番	松山	隆重
	5番	鈴木	佐智江
	7番	牧野	元恵
	8番	山内	百合子
	9番	但川	よし子
	10番	辻	総一郎
	12番	吉川	豊
	13番	大谷	健一
	14番	下牧	一郎
	15番	加藤	駒幸
	16番	吉田	新一
	17番	山口	拓雄
	18番	前田	壽夫

4. 欠席委員 (4人)

	2番	中村	栄治
	4番	久保	晴空
	6番	齋藤	ひと美
	11番	北山	謙治

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付について

議案第11号 現況証明願いについて

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定について

報告 ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地の転用事実に係る照会書について

・農地所有適格法人(旧農業生産法人)の報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井 茂敏

主幹 黒瀬 しのぶ

主任 中川 洋子

7. 会議の概要

- 事務局 ただいまから6月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局 本日の会議ですが、2番 中村 栄治 委員 4番 久保 晴空 委員、6番 齋藤 ひと美 委員、11番 北山 謙治 委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
(あいさつ省略)
- 事務局 ありがとうございました。
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より6月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 それでは、6月分の経過報告をいたします。
(説明省略)
- 議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、13番 大谷 健一 委員、14番 下牧 一郎 委員 の両名をお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。
日程第1 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定について1件について説明いたします。
(説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 7番 6月20日に事務局、大谷委員、山口委員と現地確認をまいりました。この田は農道の突き当りにありまして、牛ヶ谷川の川べりでいびつな地形なのですが、作っている人が買うということなので、何の問題もなく確認してきました。
- 議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

- 議長 無いようですのでこれより、議案第9号について採決いたします。議案第9号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- 議長 無いようですので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。
- 議長 日程第2 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付について6件について説明いたします。
(説明省略)
- 議長 1番から3番については、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 17番 1番については、農業委員3人で現地確認に行っていました。●●さんのところはもともと蔵が建っておりまして、壊した後に建てるということで、写真では現在丁張がしてありますが、これはずっと以前からしてあるもので、問題ありません。2番目の場所は、農振農用地から除外された土地ということで問題がないと思われま。3番目は、以前に一度転用の許可を受けたものですが、計画が中止となってしまうそのままになっていたもので、新たに買い手が見つかり申請となったもので、問題はないと思われま。
- 議長 続きまして、4番、5番について現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 13番 4番5番について報告させていただきます。同じ日に現地確認をさせていただきました。4番については資料16ページをみてわかる通り、基礎がしてあります。先に事務局から話があり、登記地目が宅地なのでいいだろうということで工事を始めたが、それではだめだろうということで申請がありました。特に問題がないかなと思います。5番目については、周囲が住宅地でありまして、田を分筆して工事をするということで、問題はないと思われま。
- 議長 続きまして、6番について現地確認をしていただいた委員から報告を報告をお願いします。
- 7番 6番目についてですが、資料を見ていただいてもわかる通り、現在は管理だけをしてあり、耕作していませんが、駐車場をつくるということで利用価値があるというならば転用もやむなしと思われま。
- 議長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 10番 2番の●●食品ですが、これは農振農用地に最初から指定されていなかったのですか。

土地改良した後なのに。

事務局 登記事項には土地改良して換地処分と記載されていますが、平成9年に勝山市が農業振興地域整備計画を制定したときには、除外する土地として猪野9字すべてが農用地ではないと表示されています。

10 番 農振農用地内にも入っていないということですか。

事務局 農業振興地域内ではございますが、通常土地改良した農地は農用地として扱われるのが一般ではございますが、農振の白地、農用地からの除外という扱いになっております。

議長 他にございますか。それではこれより、議案第10号について採決いたします。議案第10号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

議長 無いようですので、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第3 議案第11号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第11号 現況証明願い1件について説明いたします。
(説明省略)

議長 これにつきましては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

13 番 資料26ページの写真を見ていただくとわかりますが、左側が申請者の車庫、右側が●●さんの住宅があります。ここの住宅に行くための進入路として確保してあります。現状としてやむをえないかなと思われま。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

15 番 現況証明願いは、昭和47年ぐらいからできたのでしょうか。

事務局 申請を受け付ける期間というのが、今までは昭和45年3月以前に現況になったものということでしたが、この4月に現況になってから20年たったものということで、農業委員会で認めていただいたので今回の受付といたしました。

15 番 それにしてもこの車庫は新しいように見えるのですが。

7 番 実際はかなり錆びていますよ。

13 番 これはかなり前から建っていますよ。写真はカラーではないのでわかりにくいのですが、かなり錆びてますよ。

議長 これより、議案第 1 1 号について採決いたします。
議案第 1 1 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

議長 無いようですので、議案第 1 1 号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に日程第 4 議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の農用地利用集積計画の決定について 1 件について説明いたします。
(説明省略)

議長 以上説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

議長 無いようですのでこれより議案第 1 2 号について採決いたします。
議案第 1 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 異議が無いようですので、議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の農用地利用集積の決定について、原案のとおり決しました。

議長 次に報告事項に入ります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。
(説明省略)

議長 このことについて何かありますか。
では、次に農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、農地の転用事実に関する照会書について報告いたします。
(説明省略)

議長 このことについて、何かありませんか。

では次に、農地所有適格法人の報告について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地所有適格法人について説明します。
(説明省略)

議長 このことについて、何かありますか。
無いようですので、その他に入ります。
議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

各委員 ありません。

議長 無いようでございますので次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明をお願いします。

事務局 次回は、7月25日(火)午後1時30分からの開催となります。
今後の日程ですが、先般ご案内いたしました福井地区農業委員会協議会農業委員研修につきまして、都合が悪くご出席いただけない方は事務局にお知らせください。また、当日は大野市周りで会場に向かう予定です。途中乗車をJAテラル勝山南支店と大渡の上山商店前の2か所と考えております。そこで乗車される方は事務局までお知らせください。
また、先月の農業委員会に提示させていただきました平成28年度の目標及びその達成に向得た活動の点検・評価につきましては、平成28年の法改正により様式が変更されておりました。先月の農業委員会の後に県から様式が送付されてきましたので、改めて作成し配布させていただきました。様式は変更されておりますが、内容等は変わっておりませんのでご確認いただきたいと思います。本日確認いただいた上で、承認いただいたものとしてホームページに掲載させていただきます。

議長 その他に、皆様から何かございますか。

12番 1点目は、地区座談会が開催されておりますが、農業委員の制度が変わったことを説明していると聞きましたが、先般の検討委員会の結果と関係があるのかないのか、農業委員会は制度が変わったことについてどこまで関わることができるのか、市長から託されたことから先般の会議になったのか、先般の会議の結果を農業委員会に説明をしなくて、市民に対してそういった説明をしているのはどうかと思います。

議長 座談会の説明では、委員会の内容については全く触れておりません。ただ農業委員の制度が変わりますということだけです。内容については皆さんが既知っていることをお知らせしているだけです。

12番 委員会がどこまでのことを任されているのですか。

議長 任されているというよりも、委員会として答申するわけですから、全てが認められるわけではなく、それは市長の判断であり、議会の判断でもあります。

12 番 先般の会議の結果を市民に伝えるのかなと思ったので。

議長 それは伝えません。そこまでいっていません。委員会の後は、農業委員会に報告してある程度承認いただいて、議会に報告します。それが決まるまでは市民には伝えません。そこまで進んでいません。いま話をしているのは制度が変わるということだけです。知らない方もいますから。

12 番 次に私が日頃疑問に思っていることを皆さんに聞いていただいて、意見は分かれるところであると思いますが、会長や事務局のご意見を伺いたいと思います。私は農業振興地域内の農用地区域外の農地の売買については農地の下限面積を緩和するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。要件を満たしていない人が農振の白地を買いたいといってきたとき、この委員会にでてきてだめだというのならいいのですが、事務局で審査して議案として出せないということは私としてはどうかと思うのです。農地法第3条の主な目的が日本国民の食糧生産に阻害する恐れがあったら、優良農地は確保しなければならない。優良農地でないのなら、もっとオープンに誰でも買うことができるようにすればいいのではないのでしょうか。農業委員会で承認すれば法務局は売買を認めてくれるのです。畑をしたい、家庭菜園をしたいといっても事務局で認めずに、この委員会に議案として出されないのはおかしいと思うのです。皆さんの考え方をお聞きしたいのです。

10 番 私も農振農用地は絶対残すべきところは残して見直すべきだと思います。そのほうが管理がしやすいと思います。減反政策がなくなってきつつある中で、耕作者も減る。減反もすべきといってくる中で、しなければいけないところはそのままにしても、山間地の土地改良がしてあっても後継者がいないし、土手も高いのに面積が小さいような田はだんだん耕作されなくなる。そういう極端なところは農振農用地から外して縛りをなくしてもいいのではないかと思います。

7 番 地元で下限面積を割っている人がいる。その人が農地を買いたいといっている。その農地というのが、土地改良して共有農地の所有者。その農地はその人しか利用価値がない。そこを私が買ったとしても、結局はまた貸しになってしまう。そういうことは不都合でしょう。地主がそこを買いたいといって農業委員会に相談にいったところ、例外としてこの場合、農地を取得できたといった特例があるようです。無理をして勝山市が、農振地域で基盤整備をしていないような農地をフリーにしましたというと、いわゆる虫食い状態になるのではないかと思います。

13 番 今までは良心的に皆が田を作るという前提で話をしているが、なかには農業をするといって農地を買ったはいいが何しているのかわからないといった人も出てくるので、こういった線引きができていないのではないかと。

- 10 番 農地パトロールで現地確認にいくと、耕作できないような田が多い。こんな農地ばかりなので、なぜ農振農用地に入れておかないといけないのかと思う。
- 7 番 あまりフリーにするのもどうかと思います。とある企業の場合、企業は農地を持ってない。でも農地として買う必要がある。そのとき勝山市在住の農家の従業員に購入させ、3年会社が固定資産税等を立て替える。ほとぼりがさめたら会社はその値段で買い取って農地転用をかけたといった話を聞きます。そういったことがまかり通ってくると農地が守れなくなってくるのではないかと思います。
- 12 番 事務局で門前払いするのではなく、少なくとも会長まで話があってもいいのではないかと思います。
- 議長 規定がありますので、私の一存でいいとか言うことはできませんが、あまり小さい話は聞いていませんが。いわゆる農地を守る意味で農業してくれる人であればあげますよという制度。そのための縛りというのは農振農用地であれ、耕作5反であれ基本的にいれておいて、この基準よりも外れているからだめですよということなので、まず下地を積んでおいてからしていただかないとできないと思います。決まりは最優先なので。
- 8 番 白地にしたら売買はできるのですか。
- 議長 転用はできます。
- 12 番 転用はこの委員会で許可しないとできない。畑に何かしますよという計画で案件としてあがってくる。畑のままで使いたいというと、申請ができないということ。
- 議長 ただ田や畑として使いたいただけなら、そのまま使っていればいいのではないかと、極端なことを言うと。ただ自分の財産としたいわけでしょ、売買するということは。いくら自分が農地を持っていても人に預けていたら、農地は買えない、農業をしていないと。
- 7 番 非農家の方が勝山市に来て農業をやりたいといった場合で、農地を持っていないから農地を買えない、といった場合には、農業公社を通じて水田を3反、5反借り、作り始め、3年5年実績を積みといったことがあれば、たしか買えるはずですよ。買う気になって農業をしたいというのであれば。そこまで我々は拒否もしないし、事務局も拒否をしないでしょ。ただ単に財産をもってそこに別荘地でも建てたいといった意識が見え隠れするのであれば、目的外利用でそれはばれたらだめですよと言いたいですね。
- 議長 まあ下心があるかないかだとは思いますが、なかなかわからない。
- 7 番 企業であっても農地を買ったら、3年間は農業をしないといけないという縛りがあるわけです。というなかで、農振白地や山の中の田だから縛りをなくしてくださいというのは、無理があ

るのではないかと思います。

議長 吉川委員が言われるのは、宅地の周りの小さい田のことをいうのだとは思いますが、それを拡大していくと大きくなるわけです。そのあたりが難しい。何かで縛りをもうけないと。それがあるので事務局は処理できる。

12 番 2年前かな、浄土寺で家と宅地を買おうとしていた。そこには畑がある。その畑はその宅地を通らないといけない。その畑を購入者が買おうとして、当時の事務局が苦勞して説明したが、却下された。その畑というのはその購入者だけしか利用価値がない。他の人は必要がない。それでも下限面積が足りないためダメだということになった。そのような場合、その畑の所有権移転については、その人にしか価値がないので、許可してもいいのではないかと思います。

議長 ただ耕作することについては却下してないわけですので、耕作すればいい。どうしてもその人の名義にしなければ作れないわけではないでしょ。

15 番 その土地が欲しかったんでしょ。

議長 欲しかったのかどうかかわからないけど、耕作はできます。農作業したいのであればできます。

12 番 どちらかといえば、購入者より売りたい人が処分したかったんでしょ。家も土地も。

8 番 都会に行ってしまうと、土地もいない人が処分したいが買い手がいないとか。

13 番 今の話は、農地転用すればいい。小屋建てたいとか。農地を農地として取得したいから無理がある。規則を曲げてまで通すとしたら、どこで線を引けばいいのかということになる。例外を作っていると、また難しくなるのではないかと思います。

8 番 今後の検討課題としておきましょう。

議長 そのほかにないでしょうか。無いようでしたら、本日の6月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを申し上げます。本日も慎重審議ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議 長	松村 勘兵衛
1 3 番	大谷 健一
1 4 番	下牧 一郎